

(10) 研究活動の不正行為対策委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究活動の不正行為対策委員会は、不正行為への対応及び防止策を審議することを目的として設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

研究倫理教育責任者（学長が指名した副学長）、附属図書館長、各センター長、心理教育相談室長、附属学校長、学系長、学外有識者のうちから学長が指名した者及びその他学長が指名した者若干人で構成されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

不正行為対策委員会は5月及び12月の2回開催した。また、不正行為の防止について周知し、本学ホームページに告発・相談受付窓口を設置した。

イ 審議された主な事項

- i) 平成27年度年度計画に係る実施計画
- ii) 平成27事業年度の業務実績に関する自己点検・評価の実施
- iii) 第3期中期目標・中期計画（素案）に係る年次計画（案）及び平成28年度年度計画（案）の作成
- iv) 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程の改正
- v) 研究活動における研究倫理教育の実施に係る取扱いの制定

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

平成27年度は、以下の規程等を整備した。

- i) 上越教育大学の研究活動における不正行為への防止及び対応に関する規程
- ii) 上越教育大学研究活動における研究倫理教育の実施に係る取扱い

また、上記規程等の改正に伴う本学の取組について学内周知するとともに、不正行為防止への注意喚起を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

平成27年度からの本学の体制・整備を策定し、関係規程を改正した。

今後、策定した体制に基づき、全学構成員を対象とした研究倫理教育の実施や学長名による定期的な注意喚起及び指導教員からの学生への指導・助言等、不正行為の防止に向けた啓発活動を全学体制で取り組む必要がある。